

令和元年度ウメ輪紋ウイルス対策検討会（第1回）の概要
（令和元年5月29日開催）

I 報告事項

1 経緯

平成22年2月以降、PPVの根絶及びまん延防止に向け、植物防疫法に基づき、移動制限、感染樹の伐採等を主な内容とする緊急防除を実施している。地域住民や生産者の方々の協力の下、緊急防除対策を推進した結果、他の地域へのまん延が防止されるとともに、継続して対策を実施している地域においては顕著な発生密度の低下が見られるなど、効果が認められた。一方で、平成30年度の検討会において、これまでの緊急防除で蓄積された知見を踏まえ、PPVのリスクを再評価し、今後の防除対策のあり方を検討すべきとの提言がなされており、これを受け、農林水産省から再評価の結果を報告した。

2 リスク評価

（1）まん延の経路

- 感染した苗木の移動がまん延の経路となった可能性が確認された。
- アブラムシの防除を行っていない場合は、アブラムシの媒介による感染が確認されたが、一般的な防除暦等に従って防除を行っている場合は、感染は確認されなかった。

（2）品質及び収量への影響

- ウメについては、緊急防除開始以降の9年間の知見の蓄積の中で、全国で多数の感染事例があるにも関わらず、感染により果実の品質及び収量が低下したとの報告はない。
- ウメ以外の宿主作物（モモ、スモモ、アンズ及びプルーン）についても、ウメと比べると感染事例が少ないものの、感染により果実の品質及び収量が低下したとの報告はない。

（3）まとめ

- 苗木の移動によるまん延を防止するため、引き続き移動制限は必要。
- アブラムシの媒介によるまん延については、生産園地において一般的な防除暦によりアブラムシ防除が行われていれば、感染樹の伐採を行わなくても、生産園地にPPVが侵入・まん延する可能性は低いと考えられる。
- ウメについては、感染による果実の品質及び収量の低下は確認されていない。
- ウメ以外の宿主作物に感染した場合の品質及び収量への影響については、引き続き知見の蓄積が必要。

II 検討事項

報告事項を踏まえた検討の結果、以下により試行的に防除対策を見直すとともに、科学的知見の蓄積を進め、令和2年度末までにリスク評価を再度行い、その後の防除対策の方針について結論を得ることが妥当とされた。

1 検疫措置の見直し

（1）苗木等の宿主植物の移動制限

感染した苗木等の移動がまん延の経路となった可能性があること等を踏まえ、PPVの感染地域を一層拡大することのないよう、防除区域からの苗木等の移動制限措置については、引き続き継続する。

ただし、アブラムシの防除を行って育てた苗木であればPPVに感染している可能

性は低いことから、移動を認める際の条件を、植物防疫官が適切と認める方法でのアブラムシ防除の履歴の確認及び遺伝子検定等での無感染の確認に変更する。

(2) 再植栽の自粛要請

適切にアブラムシを防除することでPPVの感染の可能性を抑えることができることから、植物防疫官が適切と認める方法でアブラムシ防除を行うことが確実に認められる場合には、再植栽の自粛を求めないこととする。

ただし、アブラムシ防除が確実に行われない場合には、再植栽の自粛要請は継続する。

(3) 感染樹の伐採・廃棄

農業生産の現場では、アブラムシの慣行防除により生産園地での感染が防止されていることから、感染源対策としての感染樹の伐採・廃棄は中止する。

2 強化対策地区の取扱い

強化対策地区において再植栽された幼木・若木は、成木と比べ感染リスクが高いことから、再植栽樹への感染を防止するため、令和3年度以降の対応について決定する令和2年度末までは、引き続き地方公共団体によるアブラムシ防除を行うこととする。

また、強化対策地区の中でも、依然として感染樹が多数確認されている地区においては、幼木・若木への感染防止に万全を期すため、感染樹の伐採を行うこととする。

表：令和2年度末までの防除対策

	これまでの防除対策	見直し内容
1	宿主植物の移動制限	継続（移動検査の方法を見直し）
2	宿主植物の再植栽の自粛要請	植物防疫官が適切と認める方法でアブラムシ防除を行うことが確実に認められる場合には再植栽の自粛を求めない （アブラムシ防除が適切に行われると認められない場合は、自粛を要請）
3	感染樹の伐採・廃棄	中止（強化対策地区を除く）
4	強化対策地区におけるアブラムシ防除	継続

3 監視及び科学的知見の収集

(1) 防除区域内とその周辺地域において新規感染の監視を行い、明確な経済的被害が確認された場合には防除を行う。

(2) 令和2年度中のリスク評価の再実施に向けて科学的知見の蓄積を進めるため、以下の調査を行う。

- ① ウメ以外の宿主作物やM系統の感染による経済的被害の調査
- ② アブラムシ慣行防除によるPPV感染の抑制効果の調査
- ③ 伐採によるPPV感染の抑制効果の調査

4 防除区域の追加

平成30年度中に、新たに感染樹が発見された大字については、防除区域には指定しない。

5 説明会の開催

都道府県の協力を得ながら、PPV対策の見直しについて丁寧に説明

以上